

見直しに係る関係告示・通知等の整理

※資料 3 に示すスケジュールで行う見直しについて、関係する告示、通知等における主な見直し事項を整理したもの

I. 環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準（平成三十一年一月二十九日環境省告示第五号）

- 形質変更時要届出区域（一般管理区域）において、溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法について、以下の通りとする。
- ＜最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合＞
- ・地下水の水質の監視
- 又は
- ・以下の①②③のいずれにも該当する方法
 - ①土地の形質の変更に着手する前に、又は、土地の形質の変更と一体として、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置等すること
 - ②下位帯水層への基準不適合土壌又は特定有害物質の流出を防止すること
 - ③形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること
- ＜下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合＞
- ・以下の①②③のいずれにも該当する方法
 - ①土地の形質の変更に着手する前に、又は、土地の形質の変更と一体として、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置等すること
 - ②下位帯水層への基準不適合土壌又は特定有害物質の流出を防止すること
 - ③形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

II. 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準（平成二十三年七月八日環境省告示第五十四号）

- 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）において、溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法について、以下の通りとする。
- ＜最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合＞
- ・地下水の水質の監視
- 又は
- ・地下水位の管理
- ＜下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合＞
- ・以下の①②のいずれにも該当する方法
 - ①地下水の水質の監視
 - ②形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること
- 又は

- ・以下の①②③のいずれにも該当する方法

- ①土地の形質の変更に着手する前に、又は、土地の形質の変更と一体として、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置等すること
- ②下位帯水層への基準不適合土壌又は特定有害物質の流出を防止すること
- ③形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

- 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）において地下水の水質を監視しながら土地の形質の変更を行う場合について、下表に掲げる管理値を新設し、地下水汚染の拡大が認められた場合にあっては、地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずることとする。

物質名	管理値	物質名	管理値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
クロロエチレン	0.02 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	ふっ素及びその化合物	15 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	ほう素及びその化合物	230 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	PCB	0.003 mg/L
水銀及びその化合物	0.005 mg/L 及びアルキル水銀が 検出されないこと	有機りん化合物	1 mg/L

Ⅲ．環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法（平成三十一年一月二十九日環境省告示第六号）

- 措置の際に要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法について、次に掲げる土壌についても、新たに試料採取等の対象としないことができるものとする。
- ・土壌汚染状況調査により汚染がない（汚染のおそれがない）と判断された土壌。
 - ・土壌の販売を業とする者が販売しており、計量法に基づく計量証明事業者により交付された証明書から、全特定有害物質について基準に適合していることが確認できる土壌。

IV. 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成三十一年三月一日付け環水大発第 1903015 号）

- 汚染のおそれの蓋然性がないと考えられる土地について、「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の例に追記する。【第 3 の 1（6）】
- 特定有害物質を使用等する施設が設置されている（されていた）建物内において、壁等によらなくとも特定有害物質の使用範囲が明確に区分されており、一連の生産プロセスを構成していない場所のうち、特定有害物質を使用していないことが明らかな範囲については「汚染のおそれが少ないと認められる土地」に該当するものとする。【第 3 の 1（6）】
- 形質変更時要届出区域において下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合における下位帯水層への汚染拡散防止の考え方について記載する【第 4 の 2（3）】

V. 土壤汚染対策法ガイドライン第 1 編：土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3． 1 版）

- 土壤汚染状況調査における汚染のおそれの区分について、汚染のおそれの蓋然性がないと考えられる土地及び特定有害物質を使用等する施設が設置されている建物内における区分の考え方を明確化する。【2． 4． 2】
- 形質変更時要届出区域において地下水の水質の監視を行う場合について、観測井の設置位置等の実施方法を明確化する。【Appendix12、Appendix13】
- 形質変更時要届出区域において下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合について、下位帯水層への汚染拡散防止の考え方や工法の例を記載する。【Appendix12】
- 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法について、試料採取等の対象外となる土壌の追加を踏まえ、品質管理方法の要件を修正する。【Appendix15】